

## 本県における高病原性鳥インフルエンザ対策について

H28年12月12日現在

### 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)とは

- 家きんに対する伝染力が強く、死亡率が高いA型インフルエンザ。  
家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
- 野鳥では死亡率の低い場合があり、ウイルスに感染しているが健康な渡り鳥が国内へウイルスを持ち込む。
- 高病原性、低病原性、その他に分かれ、家畜伝染病予防法の対象となるのは高病原性と低病原性
- 人へ感染し、人から人へ感染するウイルスに変異すると、新型インフルエンザとなる。
- 家畜伝染病予防法に基づき、病性判定後24時間以内の殺処分、72時間以内の焼埋却が定められている。
- H(16種類)×N(9種類)で144種類のタイプがあり、今年度はH5N6亜型。

### 1 今シーズンの国内における発生状況

#### 家きん

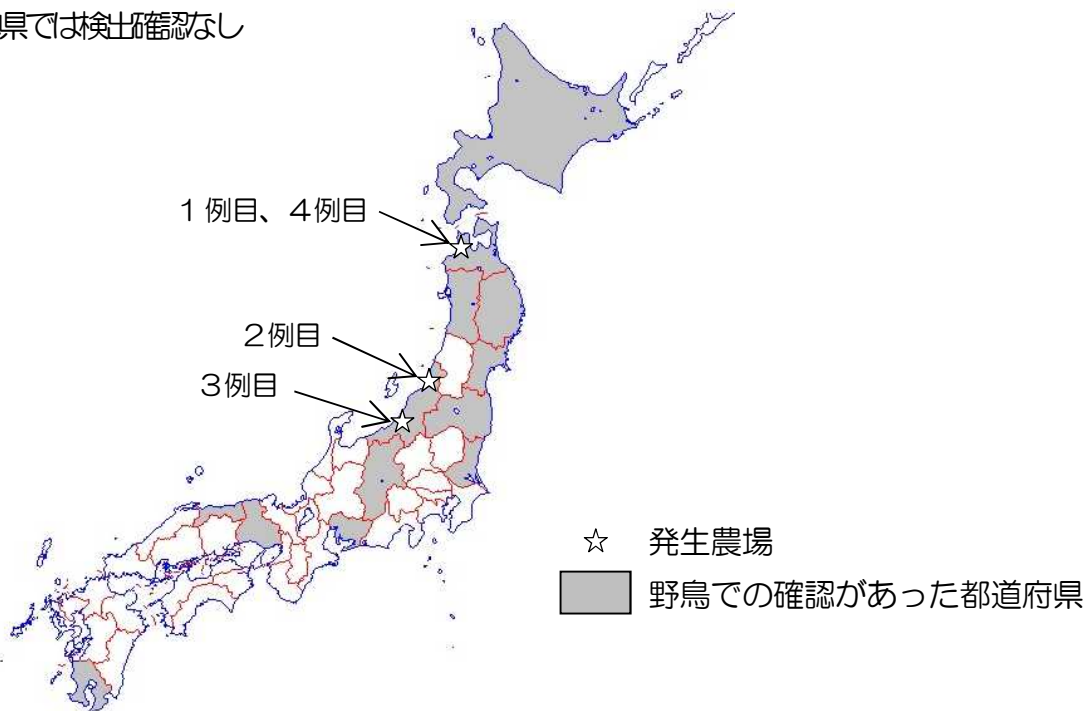
- 1例目 11/28 青森県青森市 あひる 18,360羽 (12/5 防疫措置完了)
- 2例目 11/29 新潟県刈羽村 採卵鶏 約314,000羽 (12/5 防疫措置完了)
- 3例目 11/30 新潟県上越市 採卵鶏 約236,000羽 (12/6 防疫措置完了)
- 4例目 12/2 青森県青森市 あひる 4,720羽 (12/5 防疫措置完了)

- 1、2、4例目は12月27日午前0時に、3例目は12月28日午前0時に移動制限等の全ての措置を解除予定

#### 野鳥

- 13道県にて死亡野鳥等62検体から本病のウイルスを検出(12/12現在)

\*本県では検出確認なし



## 2 国内発生を受けた本県の緊急対応

- (1) 青森県および新潟県での発生を受けた対策会議幹事会の開催 (H28.11.29)
- (2) 100羽以上飼養農場に対する電話による緊急聞き取り調査 (H28.11.29)
- (3) 100羽以上飼養農場を対象に毎週の死亡羽数報告を徴求(11/29～) →第1週異常なし
- (4) 本病に係る正しい知識について、知事から県民に向けたメッセージをホームページにて発信 (H28.11.29)
- (5) 「家畜衛生情報」の養鶏農家および関係者等への発信：8回 (H28.12.10現在)
- (6) 農林水産省通知に基づき、関係団体、県関係機関に対し、注意喚起および情報共有(4回)
- (7) 滋賀県建設業協会、滋賀県トラック協会等の団体に対し再度の協力要請 (H28.12.2)

## 3 本県のこれまでの対策

### (1) 発生予防対策の徹底指導

- ① 100羽以上飼養農場に対する防疫指導の徹底  
定期巡回：5/23～7/13(夏期)、10/3～11/30(秋期)、12/9～20(ハイリスク期)

### (2) 監視体制の強化

- ① 早期発見、早期通報の徹底指導
- ② モニタリングの実施  
県内4地域(4農場)で、抗体検査とウイルス分離検査を毎月実施 →すべて陰性  
100羽以上飼養農家を対象に、年1回の抗体検査を実施 →すべて陰性
- ③ 死亡野鳥の簡易検査の実施 国内発生前：3件  
国内発生後：25件  
計28件(12/12現在) →すべて陰性

### (3) 関係機関の連携と情報共有

- ① 平常時および発生時の体制整備  
高病原性鳥インフルエンザ等対策会議および対策本部設置要綱等の改正 (H28.4.1)  
高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアルの改正 (H28.8.26)
- ② 家畜防疫関連会議および研修会等の開催  
家畜防疫に係る危機管理担当者会議 (H28.5.26、H28.8.30、H29.1月下旬(予定))  
高病原性鳥インフルエンザ防疫研修会 (H28.10.7)  
家畜保健衛生所における家畜防疫員の技術研修 (H28.7.25)  
各地域における高病原性鳥インフルエンザ等対策会議・研修会等 (H28.10月～12月：9回開催)
- ③ 「家畜衛生情報」の養鶏農家および関係者等への発信：6回 (～H28.11.25)
- ④ 近隣府県との広域連携体制の充実  
近畿ブロック、中部圏、関西広域連合等

<参考>滋賀県内の家きん飼養状況 (H28.2.1 現在) あひる・あいがも含む

100羽以上飼養農家	52農場	約476,000羽
小規模飼養者	242戸	約3,100羽
うち学校等飼育	21校・園	54羽